

# 滋賀県と株式会社ファミリーマートとの 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の一層の活性化および県民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）地産地消の推進および滋賀県産品オリジナル商品の開発・販売に関すること
- （2）健康増進・食育に関すること
- （3）観光情報および観光振興に関すること
- （4）地域防災への協力に関すること
- （5）地域の安全・安心に関すること
- （6）子ども・青少年育成に関すること
- （7）高齢者・障がい者支援に関すること
- （8）環境対策・リサイクルに関すること
- （9）その他滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上に資する事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲および乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎

に別途取り決める。

(協定内容の変更)

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

(署名)

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

(署名)